

平成29年度我が国の現代美術の海外発信事業  
「我が国の現代美術の戦略的海外発信に向けた関連資料の整理」  
審査基準

### I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。

### II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁内に設置する企画案選定委員会（以下「選定委員会」）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。

### III 評価方法

提出された企画提案書の内容が、委託事業の趣旨に沿った実施可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について評価を行う。

※（）内は満点額

#### (1) 必須項目（50点）

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点50点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

##### a) 経理的基盤

・委託事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

##### b) 実施体制

・委託事業実施にあたり全体の総括責任者、事業担当者などの事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が示されていること。  
・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。

##### c) 事業計画

・公募要領に示す委託事業の実施に当たり必要な内容を網羅した事業計画を立案していること。

#### (2) 加点項目（50点）

次の加点項目については、効果的な実施が期待されるかという観点から、入札参加者の企画提案を相対評価することにより審査を行う。

評価者は加点項目ごとに次の評価基準による得点を付与する。

#### [評価基準]

A：大変優れている＝10点

B：AとCの間＝8点

- C : 優れている = 6 点
- D : C と E の中間 = 4 点
- E : 加点項目を満たす程度 = 2 点
- F : 加点に値しない = 0 点

a) 実績（実績の質・量に応じて加点）

- ・事業運営に関する知見・ノウハウを有しているか。（10点）

b) 業務実施体制（内容に応じて加点）

- ・事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。（10点）
- ・効果的な事業の運営体制及びスタッフの確保について具体的な提案がなされているか。（10点）

c) 創意工夫（内容に応じて加点）

- ・事業目的に沿った提案がなされているか。また提案にあたって効果的な実施手段・手法が選択されているか。（また、昨年度事業を実施した者においては、その実施内容を踏まえた提案になっているか。）（10点）
- ・提案内容に対して妥当な経費が計上されているか。また、コスト削減を図るための工夫がなされているか（10点）

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（内容に応じて加点 3点）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

[http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

[評価基準]

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階3 = 3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2点
- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラ

チナ認定企業)

- ・プラチナくるみん認定 = 2点
- ・新くるみん認定 (次世代法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号) による改定後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 1.5点
- ・旧くるみん認定 (次世代法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号) による改定前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法) に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 2点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点